

独立行政法人北海道開発土木研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、期末特別手当については独立行政法人北海道開発土木研究所役員給与規程により「国土交通省独立行政法人評価委員会の評価に応じ、増額又は減額することができる」としているが、平成16年度の評価結果が「順調」であったため、平成17年度においては、増額させていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	本給月額906,000円を903,000円に改定 期末特別手当の12月期支給割合100分の170を100分の175に改定
理事	本給月額783,000円を780,000円に改定 期末特別手当の12月期支給割合100分の170を100分の175に改定
理事(非常勤)	—
監事	本給月額704,000円を701,000円に改定 期末特別手当の12月期支給割合100分の170を100分の175に改定
監事(非常勤)	本給月額267,000円を266,000円に改定

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,010	千円 10,860	千円 4,468	千円 326(都市手当) 218(通勤手当) 138(寒冷地手当)		3月31日1人
理事 (1人)	千円 13,678	千円 9,350	千円 3,860	千円 281(都市手当) 49(通勤手当) 138(寒冷地手当)	4月1日1人	3月30日1人
監事 (1人)	千円 12,424	千円 8,436	千円 3,470	千円 253(都市手当) 127(通勤手当) 138(寒冷地手当)		3月31日1人
監事 (非常勤) (1人)	千円 3,200	千円 3,200	千円 0	千円 0()		3月31日1人

注:「都市手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長	4,515	5	0	平成18年3月31日	—	支給額(総額)は、当該役員の在職した期間の業績勘案率が決定されていないため暫定的に支給した額であり、業績勘案率が決定されてから精算するものである。
理事A	0	1	0	平成18年3月30日		役員出向の役員に対する退職手当の支給は行っていない。
理事B	3,132	4	0	平成17年3月31日	1.0	支給額(総額)は、独立行政法人評価委員会により在職期間の業績勘案率が決定したため確定した額であり、平成16年度において暫定的に支給した額3,132千円のとおりであったため、平成17年度において0円の精算を行った。
監事	3,505	5		平成18年3月31日	—	支給額(総額)は、当該役員の在職した期間の業績勘案率が決定されていないため暫定的に支給した額であり、業績勘案率が決定されてから精算するものである。
監事 (非常勤)	0	2	2	平成18年3月31日		非常勤役員に対する退職手当の支給は行っていない。

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

年度ごとに、前年度人件費をベースに目標額を設定し、計画的な人事管理を行い、効率的・効果的な研究計画を実施するため、北海道開発局等との計画的な人事交流及び任期付研究員の採用を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、独立行政法人北海道開発土木研究所給与規程において国の職員に適用される給与法に準拠して定めている。給与規程の改正にあたっては、人事院勧告による給与法改正に準拠して実施している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価を行い、特別昇給の実施及び勤勉手当の成績率に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	貢献度が高いと認められた業績に対して、勤勉手当の成績率を「特に優秀」又は「優秀」とする。
本給 (特別昇給)	「権威ある学会の表彰」など、外部から認められた業績に対して、1号俸効果又は一定期間効果の特別昇給を実施。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- ・全ての職種・級の本給月額を同率で引下げ(改定率△0.3%)
- ・配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ(13,500円→13,000円)
- ・勤勉手当(12月期)の支給割合を引上げ(0.70月分→0.75月分)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 139	歳 39.3	千円 6,731	千円 4,971	千円 94	千円 1,760
事務・技術	人 43	歳 38.5	千円 5,910	千円 4,348	千円 105	千円 1,562
研究職種	人 96	歳 39.6	千円 7,099	千円 5,251	千円 89	千円 1,848

任期付職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 3	歳 45.8	千円 2,703	千円 2,330	千円 150	千円 373
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
自動車運転手	人 3	歳 45.8	千円 2,703	千円 2,330	千円 150	千円 373

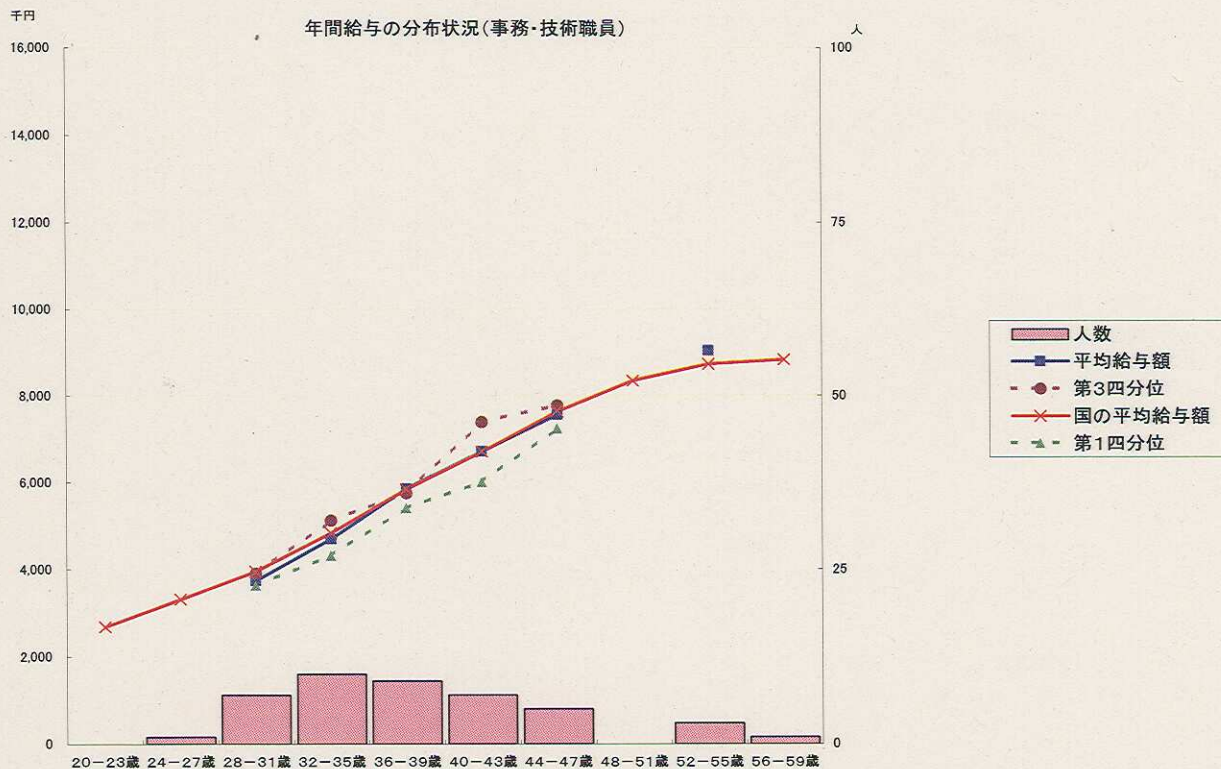
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在外職員、再任用職員および各区分中の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

任期付職員の研究職については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

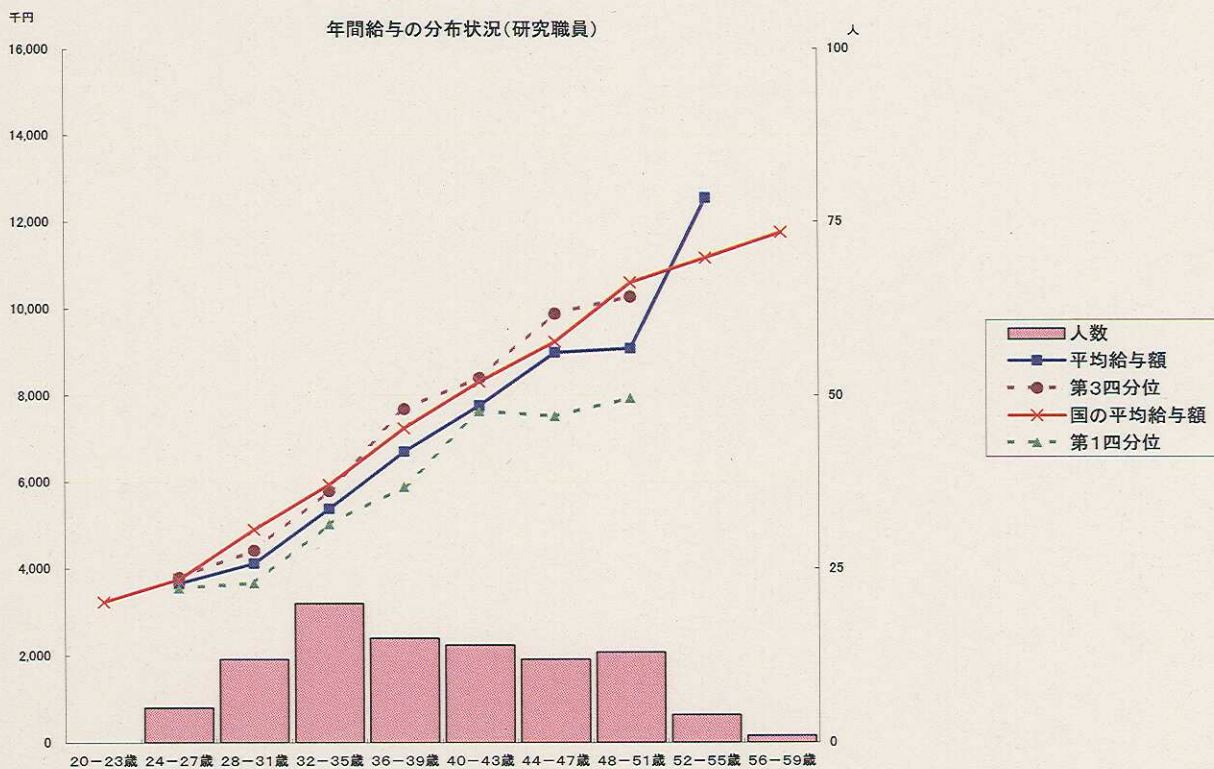
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



注:年齢24～27歳及び56～59歳の該当者は各1人並びに52～55歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢24～27歳及び56～59歳の該当者については平均給与額及び第1・第3四分位を、52～55歳の該当者については第1・第3四分位を表示していない。

(研究職員)



注:年齢56～59歳の該当者は1人及び52～55歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢56～59歳の該当者については平均給与額及び第1・第3四分位を、52～55歳の該当者については第1・第3四分位を表示していない。

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
・本部課長	3	46.5	—	8,732	—
・本部係員	8	29.8	3,449	3,717	3,777

注:本部課長の該当者は3人のため、第1・第3四分位については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
・本部研究室長	12	48.3	9,839	10,276	10,479
・本部主任研究員	23	42.5	7,274	7,501	7,909
・本部研究員	44	33.2	3,952	4,895	5,609

注:本法人には研究職員の本部課長相当職が置かれていないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、代わりに「本部研究室長」を代表的職位として掲げた。

③ 職級別在職状況等(平成18年3月31日現在)

(事務・技術職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	課長	課長補佐	専門官	係長・主査	係長・主任	主任	係員	係員
人員 (割合)	43	1 (2.3%)	2 (4.7%)	3 (7.0%)	6 (14.0%)	3 (7.0%)	16 (37.2%)	11 (25.6%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		～	～	59 ～ 42	52 ～ 41	44 ～ 41	43 ～ 32	33 ～ 28	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	～	6,529 ～ 5,309	5,617 ～ 5,004	5,174 ～ 4,715	4,405 ～ 3,265	3,409 ～ 2,517	～	～
年間給与額(最高～最低)		～	～	8,743 ～ 7,413	7,792 ～ 6,977	7,090 ～ 6,427	6,013 ～ 4,509	4,518 ～ 3,420	～	～

注:9級及び2級における該当者が各1人並びに8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長・室長	副室長	主任研究員	研究員	研究員
人員 (割合)	96	17 (17.7%)	10 (10.4%)	25 (26.0%)	31 (32.3%)	13 (13.5%)
年齢(最高～最低)		56 ～ 45	49 ～ 37	50 ～ 32	43 ～ 28	33 ～ 24
所定内給与年額(最高～最低)		9,287 ～ 7,043	6,582 ～ 5,725	6,378 ～ 4,407	4,747 ～ 3,217	3,316 ～ 2,516
年間給与額(最高～最低)		13,083 ～ 9,508	8,897 ～ 7,727	8,477 ～ 6,004	6,466 ～ 4,340	4,479 ～ 3,416

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 67.9	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 32.1	% 32.9
	最高～最低	% 35.7～32.3	% 34.2～30.8	% 33.7～32.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.8	% 67.6	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.2	% 32.4	% 32.8
	最高～最低	% 36.4～31.1	% 39.0～30.6	% 36.5～31.2

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.8	% 67.5	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.2	% 32.5	% 32.9
	最高～最低	% 36.0～31.7	% 35.2～31.3	% 34.4～31.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.7	% 67.8	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.3	% 32.2	% 32.7
	最高～最低	% 36.4～31.3	% 35.3～30.5	% 34.8～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	98.7
対他法人(事務・技術職員)	91.5

(研究職員)

対国家公務員(研究職)	92.4
対他法人(研究職員)	89.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においてはすべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項
特になし。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成13年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,185,167	1,204,371	△ 19,204 (△1.6)	△ 121,585 (△9.3)
退職手当支給額 (B)	27,425	25,199	2,226 (8.8)	△ 85,216 (△75.7)
非常勤役職員等給与 (C)	25,086	11,537	13,549 (117.4)	13,725 (120.8)
福利厚生費 (D)	126,988	129,737	△ 2,749 (△2.2)	△ 1,472 (△1.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,364,666	1,370,844	△ 6,178 (△0.5)	△ 194,548 (△12.5)

注:本表と平成17年度財務諸表の附属明細書「役員及び職員の給与明細」の数字が一致しないのは、「役員及び職員の給与明細」には地方公共団体等受託収入に係る人件費が含まれているためである。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」が対前年度比△1.6%となっており、前年度から3人の人員純減(削減率△1.7%)及び人事院勧告による給与法改正に準拠した本給月額引下げ(改定率△0.3%)が主な要因である。

・「最広義人件費」が対前年度比△0.5%となっており、これは、人事管理の効率化を図るため非常勤職員を採用したことによる「非常勤役職員等給与」等の増額に対して、上記の要因による「給与、報酬等支給総額」の減額及びこれに伴う「福利厚生費」の減額が上回ったことが要因である。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
独立行政法人北海道開発土木研究所は、平成18年4月1日をもって土木研究所と統合し、独立行政法人土木研究所となり、以下のとおり人件費削減に取り組んでいる。

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

人件費(退職手当等を除く)については「行政改革の重要方針」を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

人件費(退職手当等を除く)については「行政改革の重要方針」を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算を基準として、本中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。

③人件費削減の取組の進ちょく状況

a 基準年度の「給与、報酬等支給総額」

2,946,271千円(統合後)

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。